

副本

平成 15 年（ネ）第 2 5 6 9 号

損害賠償請求事件

1 審 原 告 戸 田 久 和

1 審 被 告 門 真 市

準 備 書 面 4

大阪高等裁判所 第 1 3 民事部 御中

上記当事者間の御庁・表記事件について、1 審被告門真市は下記のとおり陳述する。

平成 16 年 2 月 4 日

1 審被告門真市訴訟代理人 弁護士 安 田 孝
同 弁護士 上 野 富 司

記

- 1 本件控訴事件について、1 審原告からの情報開示請求の対象団体は、別紙実施機関別一欄票記載のとおりである。
- 2 なお、1 審原告は、別件の公益法人 1 2 団体（後に 2 団体を追加）の役員の住所・氏名の 1 審被告門真市の不開示決定について、大阪地方裁判所に対し損害賠償請求事件（平成 15 年（ワ）第 7 5 8 3 号）起こしているが、その公文書開示請求書の目的欄に「暗黒錯乱行政の実態調査」と 1 審原告が記載していることを、1 審被告は当該訴訟において、権利濫用であるとして問題としているのである。

ところが、1 審原告は、つい最近、平成 16 年 1 月 29 日付けで 1 審被告に対する情報公開請求をしたが、請求書の請求の目的欄に「暗黒錯乱行政の実態調査」と記載したのみならず、公文書の件名又は内容覧に「2004 年 1 月 28 日に「合併反対！門真市民の会」が市長あてに提出した「申し入れ」と「合併反対！」、氏名公表、市民のリスト」と記載して公文書の開示請求を行ったが、その時点では 1 審原告は既に自己のホームページ上で開示を求める文書の内容を公開しているのである（乙第 23 号証の 1 及び 2）。

これによると、「合併反対！門真市民の会」なる団体の共同代表として、3 名の氏名が記載されており、そのトップが 1 審原告である「戸田ひさよし」、団体の住所は 1 審原告の事務所の所在地、合併反対氏名公表者リストの北巢本町の欄に「戸田ひさよし（門真市議）」となっているところ、このような、記載から判断すれば、当該団体には 1 審原告が大きく関与していると考えられる上、つまり、開示を求める文書の内容は当然に 1 審原告が詳細に把握し知っているにもかかわらず（自己のホームページ上に掲載しているのであるから、これは当然のことである。）、本件と同様 1 審被告に開示を求めてきているのである。

1 月 28 日に自ら提出した文書の開示を翌 1 月 29 日に重ねて 1 審被告に求めるというのは、本件条例に基づく情報公開制度の趣旨に反し、条例 4 条に該当する請求者の責務違反であり、請求権の濫用と言わなければならない。

以 上

別紙

控訴事件の対象団体(実施機関別一覧表)

	団 体 名	担当課	実施機関
1	門真市消防団	防災課	市長
2	門真市たばこ販売店組合	市民税課	市長
3	門真市自治連合会	市民生活課	市長
4	上野口校区	市民生活課	市長
5	浜町校区	市民生活課	市長
6	門真校区	市民生活課	市長
7	五月田校区	市民生活課	市長
8	門真市生活学校	市民生活課	市長
9	門真市消費生活研究会	市民生活課	市長
10	守口門真商工会議所	商工農政課	市長
11	大阪府門真地区国民年金委員協議会	保険年金課	市長
12	人権啓発推進協議会	人権政策室	市長
13	門真市赤十字奉仕団	福祉政策課	市長
14	門真市遺族会	福祉政策課	市長
15	門真市社会福祉協議会	福祉政策課	市長
16	門真市健康づくり推進協議会	健康増進課	市長
17	門真市食生活改善推進協議会	健康増進課	市長
18	門真エイフボランティアネットワーク	健康増進課	市長
19	大阪府公衆衛生協力会門真支部	健康増進課	市長
20	門真市母子寡婦福祉会	児童課	市長
21	門真市聴覚障害児(者)親の会	障害福祉課	市長
22	門真市原爆被害者の会	障害福祉課	市長
23	門真市老人クラブ連合会	高齢福祉課	市長
24	門真市婦人団体協議会	社会教育課	教育委員会
25	門真市体育協会	社会教育課	教育委員会
26	門真市スポーツ少年団本部	社会教育課	教育委員会
27	門真ボーイスカウト協議会	青少年課	教育委員会
28	門真少年少女合唱団	青少年課	教育委員会